

平成27年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)と(2)に答えなさい。2. に事例問題があるので、時間配分をよく考えて、なるべく簡潔に解答しなさい。解答は、〔問〕(1)、(2)のどちらかが分かるように、(1)又は(2)を付しなさい。

〔問〕

- (1) 行政上の法律関係において、「信義則（信義誠実の原則）」は適用されるか否か、事例を挙げて、論じなさい。(20点)

- (2) 行政上の損失補償における、憲法29条3項の「正当な補償」の意味について、論じなさい。(20点)

2. 次の〔事例〕を読んで、そのあとの〔問〕(3)と(4)に答えなさい。解答は、〔問〕(3)、(4)のどちらかが分かるように、(3)又は(4)を付しなさい。

〔事例〕

Xは、生活が苦しいため、生活保護の実施機関であるY市長に、生活保護法24条に基づく保護の開始を申請した（平成27年2月20日）。Y市長は、同年3月1日、審査の結果、Xの生活状態L1では保護は必要ないと判断して、申請の却下処分（生活保護法24条7項参照）をした。この処分を「本件却下処分」という。

本件却下処分に不服のXは、平成27年3月15日、Z県知事に対し、処分の取消しを求めて審査請求をした。この審査請求を「本件審査請求」という。

以下の〔問〕では、平成26年に行われた行政不服審査法の全部改正と、同法改正に伴う関係法律の改正は、考慮しないものとする。

〔問〕

- (3) 〔事例〕にあって、Z県知事が裁決をする時点で、Xの生活状態はL2に悪化したものとする。また、L2の状態では、保護の実施機関は、Xに対し、生活保護の開始決定をなし得るものとする。

Z県知事は、裁決に当たり、Xの生活状態について、本件却下処分時のL1に基づいて判断をすべきか、それとも、裁決時のL2に基づいて判断すべきか。

(25点)

(4) [事例] にあって (3) とは異なって、Z 県知事が裁決をする時点で X の生活状態は L 1 のままであったとする。そこで、Z 県知事は平成 27 年 4 月 1 日、本件審査請求を棄却した。

これに不服の X は、平成 27 年 5 月 1 日、行政事件訴訟法に基づき、Y 市を被告として、本件却下処分の取消しと、生活保護開始決定の義務付けを求め、両訴えを併合して提起した。これらの訴えを、それぞれ「本件処分取消しの訴え」、「本件義務付けの訴え」といい、二つの訴えを併せて「本件訴え」という。

本件訴えの口頭弁論終結時、X の生活状態は悪化し、生活保護の開始決定をなし得る L 2 となっているものとする。

裁判所は、判決に当たり、X の生活状態について、処分時の L 1 に基づいて本件却下処分の違法性を判断すべきか、それとも、口頭弁論終結時の L 2 に基づいて本件却下処分の違法性を判断すべきか。

(35 点)

【参考条文】生活保護法（抜粋）

(保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (省略)

(実施機関)

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2～7 (省略)

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 ～ 五 (省略)

2 (省略)

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8～10 (省略)

(審査請求と訴訟との関係)

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。